

横手市建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

令和８年１０月１日

横手市長 高 橋 大

１ 入札の方法

本業務は、入札参加資格確認申請、入札等の手続きを電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたい者（横手市公共事業電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第８又は第９の規定により入札執行者が認めた場合に限る。）にあっては、紙入札方式によることができる。

２ 入札参加資格

（１）入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- ② 横手市建設コンサルタント等業務入札参加者資格審査要綱（平成１７年告示第１３号。以下「資格審査要綱」という。）第５条第１項に規定する名簿（当該「業務別発注概要書」（以下「発注概要書」という。）に示す業務部門に限る。）に登録されていること。
- ③ 資格審査要綱第２条第４項第２号に掲げる政令等の規程による登録（発注概要書に示す政令等の規程による登録に限る）を有すること。
- ④ 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「横手市建設工事等入札参加者指名停止基準」に基づく指名停止又は「横手市建設工事等の指名の基準に関する運用基準」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑥ 横手市税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- ⑦ 電子入札運用基準第３に基づく利用者登録を行っていること。ただし、電子入札運用基準第８により紙入札を承認された場合は、この限りではない。
- ⑧ 配置予定技術者（業務別発注概要書の入札参加者の資格に示す配置予定技術者をいう。）は、入札参加申込申請期限の日以前に３月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とする。
- ⑨ その他の入札参加資格要件は、発注概要書に記載のとおりであること。

（２）業務別に定める要件

発注概要書に記載のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請等

(1) 入札参加申請に必要な資料等の配布

「電子入札システム」の入札情報サービスによる。

(2) 入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に「電子入札システム」により提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び期限内に一部提出すること。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認を行わないものとする。

(4) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(5) 設計図書等の閲覧

- ① 本業務に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあつての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は電子入札システムの入札情報サービスによる。
- ② 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。

(6) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、電子入札システムにより行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

4 入札保証金及び契約保証金

免除する。

5 入札書等の提出等

(1) 提出方法

発注概要書に示す期限内に「電子入札システム」により提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す

提出先及び開札予定時刻まで、入札書を持参して提出するとともに開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) その他

- ① 入札執行回数は、2回とする。
- ② 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

6 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。
この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第15に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
 - ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき
- (3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者(該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 契約担当者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。
- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(横手市の休日を定める条例(平成17年条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して7日(休日を含ま

ない。)以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。

- (7) 落札者となった者は、横手市に納付(納入)すべき市税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札(電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者のした入札)
- (9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

8 配置予定技術者について

- (1) 落札者は、入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該業務に配置しなければならない。
- (2) 入札参加者は、他の業務の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を本業務に配置することができなくなった場合は、その旨を速やかに契約担当者に報告しなければならない。
- (3) 本業務に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されているときは、当該落札者のした入札は無効とみなすものとする。

9 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 履行期限は、事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。

- (5) 落札決定通知日は、事情により変更することがある。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、横手市契約規則及び横手市条件付き一般競争入札実施要綱の定めるところによる。

業務別発注概要書

(コンサル)

A. 入札参加資格等

委託番号		農林-農村委0802	
委託名		【農林－農村委０８０２】令和８年度 下鍋倉地区経営体育成促進換地等調整業務委託	
委託箇所		横手市平鹿町下鍋倉地内 外	
予定工期		令和9年3月15日	
業務概要		権利者調査（追跡）業務 N=1式	
予定価格		事後公表	
低入札価格調査制度 又最低制限価格制度の適用			適用しない
入札参加形態			単体
入 札 参 加 資 格 要 件	令和7・8年度横手市建設コンサルタント入札参加資格者名簿	登録業種	土木関係建設コンサルタント業務 「農業土木」
		等級	－
	政令等の規定による登録	登録規程等	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）
		営業所の所在地	秋田県内に営業所を有すること ※横手市の入札参加資格を有する営業所（主たる営業所または入札契約権限を委任された営業所）で、建設コンサルタント登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所であること
	同種類似業務の実績	実績の有効期間	問わない
		業務の内容	農業農村整備事業における換地等調整業務の実績
	配置予定技術者の資格経歴	資格要件	次の1～4のいずれかの資格を有する者を本業務に配置できること。 1 技術士（①～②のいずれか） ①農業部門（選択科目「農業土木」に限る。） ②総合技術部門（選択科目「農業－農業土木」に限る。） 2 技術士同等（建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者） 「農業土木」に限る。 3 R C C M 「農業土木」に限る。 4 農業土木技術管理士
		実績要件	問わない
その他の事項	・ 公告日時点における令和7・8年度横手市建設コンサルタント入札参加資格者名簿に登録のある者		

業務別発注概要書

B. 入札関係書類提出方法等

入札参加資格確認申請書の提出等	提出期間 (サーバー停止時間は除く)	令和 8 年 10 月 1 日 (木) 午前 9 時から	
		令和 8 年 10 月 6 日 (火) 午後 5 時まで	
	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認申請書 (様式第1号) イ 同種工事の施工実績等及びその添付書類 (様式第2号) ウ 配置予定技術者の資格・業務経歴等及びその添付書類 (様式第3号)	
	提出方法	電子入札システムによる。 ただし、紙入札方式を承認された者は、上記の提出書類等を全て1部持参すること。	
設計図書等の閲覧期間 (サーバー停止時間は除く)		令和 8 年 10 月 1 日 (木) 午前 9 時から	
		令和 8 年 10 月 13 日 (火) 午前 9 時まで	
設計図書等に対する質問期限		令和 8 年 10 月 5 日 (月) まで	
設計図書等に対する回答期限		令和 8 年 10 月 6 日 (火) まで	
入札書提出期間 (サーバー停止時間は除く)		令和 8 年 10 月 7 日 (水) 午前 9 時から	
		令和 8 年 10 月 13 日 (火) 午前 9 時まで	
紙入札者の入札書の提出先		横手市財務部契約検査課契約係	
開札予定時刻		令和 8 年 10 月 13 日 (火) 午前 9 時 10 分	
落札決定通知日 (予定)		令和 8 年 10 月 14 日 (水)	
問い合わせ先	入札に関する事項	担当	横手市財務部契約検査課契約係
		電話	0182-35-2169
	設計図書に関する事項	担当	横手市農林部農林整備課
		電話	0182-32-2114
その他の事項	※状況により、公告内容に変更が生じることがありますので、公告内容は適宜ご確認ください。		